差別事象の課題を克服するために



1 差別事象の課題とは何か

- (1) 生徒による賤称語の不適切発言の背景にあるもの
 - ◆生徒による安易な賤称語発言がなぜ起こるか

【生徒のとらえ方】

- ○賤称語とは、昔差別されていた人々のこと。
- ○今もそう呼ばれて辛い思いをしている人がいるらしいが、よくわからない。
- ○とりあえず使わない方がいい言葉らしい。



生徒にこのように捉えさせている部落史・部落問題学習の課題

【部落史・部落問題学習の課題とは】

- ○部落史・部落問題学習が、「過去のこと・他人事」で終わっている。
- ○「今も差別されている人がいるから、この言葉は使ってはいけない。」と いう教え込みで終わっている。
- ○年間計画や授業についての共通理解・事前研修の時間が十分にとれない。

(2)課題克服の方向性(見直しのポイント)

ポイント① ワクワクする人権学習へ(出会いと気づきのある人権学習へ)

→ 「人権」は、人々の怒り・哀しみ・たたかいの中で勝ち取られてきたもの。 そのような人々の姿と出会うことで、その必要性や重要性を共感的に理解 することができる。さらに、このような人々の姿は、生徒たちにとって、 困難に出会ったときの生き方のモデルとなる。

ポイント② 生徒自身が考え、答えを見出す学習へ



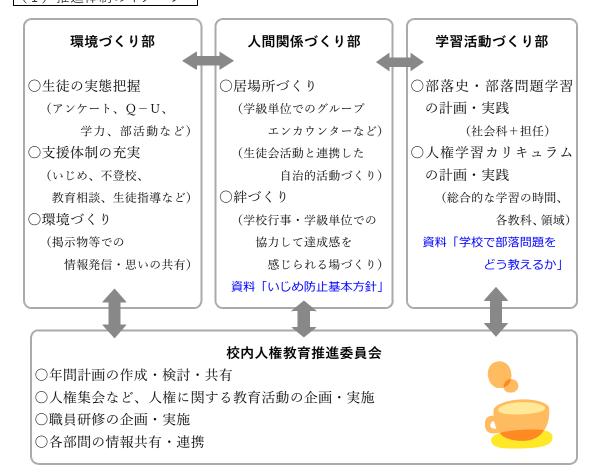
→ 例)「なぜ、今、賤称語を学ぶのか」を生徒たちに問うことで、教師が考 える以上の答えを生徒たち自身が見出すことができる。

ポイント③ 被差別部落出身の生徒が胸を張れる学習へ

→ 被差別部落の人々は、「差別された人々」ではなく、「差別の中で生き抜き、 たたかってきた人々」である。差別された姿だけを強調すれば、部落出身の 生徒は下を向くしかないが、たたかってきた姿を学んでいけば、胸を張るこ とができる。(何らかの困難な状況に置かれている生徒にとっても同じ。)

2 差別事象の課題を克服する校内の人権教育推進体制づくり

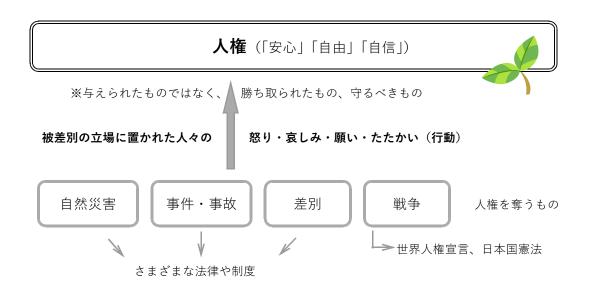
(1) 推進体制のイメージ



(2) 学習活動づくりのイメージ

①人権とは何か

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを 保持しなければならない。(日本国憲法 第十二条)



②部落史・部落問題学習カリキュラム

	小 6 社会科	中学社会科	部落問題学習
中世 (平安・室町)	◇貴族たちが恐れた わざわい◇差別されていた人々が 生み出した文化や芸能 (革づくり・庭園造り・能)	◇中世の人々の中で 生まれたケガレ意識◇人々の生活に不可欠 なものを生み出した 人々 (武具・太鼓・庭園・能・狂言)	
近世 (江戸)	\	(被差別身分の人々が担った役割) ◇身分制度にあらがっ	考えよう。
近代 (明治·大正)	◇解放令(変わった制度と変わらなかった人々の意識)◇権利を求めた運動(水平社・農民・女性・労働運動)	◇解放令から全国水平 社の創立へ	☆全国水平社ができる までを調べよう。 ☆高松結婚差別事件を 調べてみよう。
現代 (昭和·平成)	◇日本国憲法 (守っていくべき人権)	◇日本国憲法と世界人 権宣言 (保障されている人権とは)	☆部落差別をなくす たたかい ・義務教育教科書無償化 ・0才児保育の実現 ・全国統一用紙の実現
公民(総合)	 ◇人権 ~幸せに生きるために~ ①人権って何? ②差別って何? ③人はなぜ差別するの? ④差別とたたかってきた人々が実現したもの(教科書無償など) ⑤いじめをのりこえよう 	◇差別をなくす法律の実現 ・部落差別解消推進法 ・ネットの監視運動 ・本人通知制度	☆奪われた教育を取り 戻すたたかい ・識字学級 ☆部落差別の今 ・結婚差別

③人権学習カリキュラム

小学	低学年テーマ 「いのち 」	1年生 「いのち」を守る(かけがえのない命)	
校	[[[[[[[[[[[[[[[[[[[[2年生 「いのち」を活かす(食肉・皮革)	【共通】
小学	ー 中学年テーマ 「 多様性 」	3年生 いろいろな「ふつう」(障がい)	平和 ネット
部	夕休注]	4 年生 性はにじいろ(自分らしさ)	7, 7, 1
	高学年テーマ 「 人権 」	5年生 世界一環境に優しいまちを(公害)	
	「八惟」	6年生 人権~しあわせに生きる~(差別)	
中学校	テーマ 「 差別を	1年生 人種差別を乗り越える (多文化共生)	【共通】 いじめ
/ 中	乗り越える 生き方」	2年生 ハンセン病差別を乗り越える (生きる誇り)	平和 ネット
学部		3年生 自分らしく生きる (差別を乗り越える生き方)	
高等学	テーマ 「 自分を 活かす 生き方」	1年生 奪われている権利を取り戻す (厳しい環境にある人を支援する市民活動)	【共通】 いじめ
校 /		2年生 社会を変えるメッセージを発信する (社会や政治の変革をめざす市民活動)	マ和 ネット
高等部	(主権者教育) (キャリア教育)	3年生 新しい価値を生み出す (多様な課題やニーズに応えるビジネス)	

- ※ 中学校/中学部では、生徒の実態に応じて出会わせたい人権課題・生き方を変える場合も考えられる。その際には、「佐賀県人権教育・啓発基本方針」に示されている以下の人権課題なども参考になる。
 - 1「同和問題」 2「女性」 3「子ども」 4「高齢者」 5「障害者」
 - 6「外国人」 7「患者等」 8「犯罪被害者等」 9「性的指向・性自認等」
 - 10「インターネットによる人権侵害」
 - 11「その他の人権に関わる様々な課題(アイヌ民族、中国残留孤児、難民など)」

文部科学省 人権教育の指導方法のあり方について〈第三次とりまとめ〉を踏まえた

人権教育の教育活動(授業等)の視点

(佐同教試案)

1 第三次とりまとめ (理論編) で示された人権教育の三側面

(1) 知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴がある。

(2) 価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、 多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする 意欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のた めの実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。 こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められるこ とにつながる。

(3)技術的側面

この側面の資質・能力は、価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけではなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

文部科学省「人権教育の指導方法等のあり方について〈第三次とりまとめ〉」より抜粋

2 人権教育の教育活動(授業)の視点

人権に関するさまざまな教育活動を企画・実践していく際には、文科省とりまとめで示された三側面を意識することで、教育活動の目的がより明確になり、その教育活動の充実にもつながる。実際の指導計画には、下記の文言を参照して、その教育活動に合わせた文言に書き換えて、「人権教育の視点」もしくは「授業のねらい」として記載することが望ましいと思われます。

(1) 知識的側面

- ○人権に関する事柄 (「人権」「差別」「偏見」など) についての、基本的な理解を図る。
- ○さまざまな人権問題の概要(事実経過・歴史的背景・関わる人々が置かれた状況など)について客観的事実に基づいて正しく理解する。
- ○人権に関わる国際法規・国内法規について、制定された社会的背景を学ぶことを通 して、その意義や必要性を理解する。

(2) 価値的・態度的側面

- ○人の心身や生活のあり様(「障がい」「性」「人種」「文化」「生活様式」など)は多様であること、また、多様であることが自然であり「普通(あたりまえ)」であることを共感的に感じ取る。
- ○自分自身の個性を見つめ、自分自身の良さや可能性を自覚するとともに、それぞれ が自分らしく生きることが全ての人の幸せにつながることを感じ取る。
- ○差別をなくし、人権が確立されるためのさまざまな活動をしている人々の思いや生き様に出会い、その生き方の価値を共感的に感じ取る。

(3)技術的側面

- ○自分の内面を見つめ、自分自身の本当の思いや願いを文字や言葉で表現することができる。
- ○客観的事実とそれに関わる人の思いや願いをつかんで、問題を解決するための方策 を考えることができる。
- ○互いの思いや願いを出し合い、問題を解決したり、自分たちの思いを発信したりするために、協力して行動することができる。

【記載例】 「人種差別について学ぼう」(総合的な学習の時間/道徳/英語)

知識的側面	人種差別の歴史を客観的に理解する。
価値的・態度的側面	差別された人々の思いや願いを共感的に感じ取る。
技術的側面	学習して感じたことやこれから自分たちにできることを考えることができる。